

## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正趣旨

新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における防疫等業務手当の特例について定める必要があるため、条例を一部改正する。

### 2 改正内容

保健衛生行政を主管する課に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症から区民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事した場合に、従事した日 1 日につき 3,000 円を超えない範囲内において規則で定める額を支給する防疫等業務手当の特例について定める。

### 3 国の動向

人事院は、人事院規則を令和 2 年 3 月 18 日に改正・公布し、新型コロナウイルス感染症が流行している地域を発航した航空機もしくは航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があった船舶等において、国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した職員に対し、防疫等作業手当の特例として、従事した日 1 日につき 3,000 円の作業手当を支給することとし、令和 2 年 1 月 27 日に遡及して適用することとした。

### 4 区の防疫等業務手当

現在、区職員が新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合は、日額 630 円の防疫等業務手当を支給している。今般の国の動向等を踏まえ、本条例を改正し、区職員が新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の手当額を日額 3,000 円に引き上げる。

### 5 新旧対照表

別添のとおり

### 6 施行予定日

改正条例の公布の日（適用は令和 2 年 1 月 27 日）